

## 次期計画の策定に向けて

「山形県男女共同参画計画」「山形県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」及び「山形県DV被害者支援基本計画」の計画期間は、平成28年度（2016年度）から2020年度までとなっていることから、2020年度までに新たな計画を策定することとなります。

## 1. 策定スケジュール（案）

2019年度			
日程	男女共同参画審議会	男女共同参画推進本部会議・幹事会	事務局
4月			・県民と企業の「ワーク・ライフ・バランス」「男女共同参画（DV含む）」「女性活躍」に関する意識・実態調査実施
11月	◎第1回審議会開催 （策定に向けた意見交換）		
12月			・調査結果完成
1月			・調査結果の分析 ・現計画に基づく施策の現状と課題の把握
2月	◎第2回審議会開催 （調査結果、計画の体系（素案）審議）		
3月			・調査結果の公表
2020年度			
6月	◎第1回審議会開催 （計画策定の諮問、体系案審議）	◎幹事会 （計画策定に向けた協力依頼）	・現状と課題を踏まえた重点課題の整理 ・体系（案）作成
8月	◎第2回審議会開催 （計画骨子（案）審議）	◎幹事会 （計画骨子（案）の意見聴取）	・市町村等との意見交換 ・計画骨子（案）作成
10月	◎第3回審議会開催 （計画（案）審議、答申）		・計画（案）作成 ・市町村等から意見聴取
1月			・パブコメ→計画最終（案）
3月		◎幹事会 ◎推進本部会議の開催 （計画最終（案）協議・決定）	・新計画公表

## <参考> 山形県における男女共同参画を推進するための枠組み

### 条 例

#### 山形県男女共同参画推進条例 (H14.7.2 公布・施行)

- 【基本理念】
- 1 男女の人権の尊重
  - 2 社会における制度又は慣行についての配慮
  - 3 方針等の立憲及び決定への共同参画
  - 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
  - 5 生涯にわたる健康の保持
- 【構成】
- ・責務（県・県民・事業者）
  - ・性別による権利侵害に関する配慮
  - ・男女共同参画の推進に関する施策の実施
  - ・男女共同参画審議会

### 具 体 化

### 計 画

#### 山形県男女共同参画計画 (H28.3 策定)

- 【これまでの経緯】
- 平成13年3月 山形県男女共同参画計画策定（計画期間：平成13年度～22年度）
  - 平成18年3月 山形県男女共同参画計画（改訂版）策定
  - 平成23年3月 山形県男女共同参画計画策定（計画期間：平成23年度～27年度）
  - 平成28年3月 山形県男女共同参画計画策定（計画期間：平成28年度～32年度）
- 【基本目標】 一人ひとりがいきいきと能力を發揮しながら、思いやり、支え合う山形県
- 【基本の柱】
- 1 人権を尊重する意識づくり
  - 2 共にいきいきと働くことができる環境づくり
  - 3 共に支え合う地域づくり
  - 4 安心できる生活の確保

### 推 進 体 制

#### 山形県男女共同参画審議会

- 【組織】 委員：15人
- 【機能】 男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議

#### 山形県男女共同参画センター（愛称：チェリア）

- ・平成13年4月1日に開設
- ・本県の総合的な男女共同参画施策を具体的に実施

#### 山形県男女共同参画推進本部

- 【組織】 本部長：副知事
- 【所掌事項】 山形県男女共同参画計画の推進や、男女共同参画に関する施策にかかる関係部局間の連絡調整に関することなど

#### 山形県男女共同参画推進員

- 【組織】 推進員：28人
- 【機能】 地域における男女共同参画に関する普及・啓発活動、県の施策推進のための支援・協力活動等

県民との対話・連携

市町村との連携強化

企業との連携

NPOや女性団体との連携

総合的な推進

男女共同参画社会の実現

## 2. 社会情勢（県内情勢）の変化

### （1）男女共同参画・女性活躍について

- ・ 少子高齢化の進展、歯止めのきかない人口減少

＜本県の状況＞ 15歳未満の年少人口割合（H28）：11.9%（全国38位）  
65歳以上の老年人口割合（H28）：31.5%（全国7位）  
人口：1,086,418人（H31.2.1）（前年同月比：△11,700人）

- ・ 人手不足を背景とする女性活躍への期待の増大

- ・ 女性の就業率が、初の7割（H30.8）。

本県女性の就業率（H30）：74.3%（全国3位）

- ・ 介護・看護を理由とした離職者の増加

（H29）10万人、内8割が女性

- ・ 企業等におけるワーク・ライフ・バランスの推進が不十分

「山形いきいき子育て応援企業」の登録・認定社数（H31.1末）：802社

- ・ 男性の育児・家事への参画は、依然として進んでいない

＜本県の状況＞ 男性の育児休業取得率（H28） 3.16% →（H29） 5.14%  
男性の1日の家事時間（H23） 1時間 8分→（H28） 1時間 19分  
※女性（H23） 5時間 48分→（H28） 6時間 24分

- ・ 女性の社会進出の促進に向けた法整備

- 「政治分野における男女共同参画推進法」の施行<H30.5>

（候補者の割合をなるべく男女均等とするもの）

- 「女性活躍推進法」の施行後3年の見直し

（中小企業における女性活躍の推進、ハラスメント対策の強化）

- 「働き方改革関連法」の施行<H31.4>

（一億総活躍社会の実現に向けた長時間労働の是正、年次有給休暇の確実な取得等）

- ・ L G B Tなど性的少数者に対する新たな支援の動き

（政府における法整備の検討など）

- ・ 市町村における推進に向けた取組みの格差

計画策定済み市町村数（H30.11）：23/35市町村、策定率65.7%

### （2）DVについて

全国的にみて、配偶者暴力等に関する行政への相談件数は高止まりしているが、警察への相談件数は増加傾向にあるほか、ストーカー事案や、性暴力、セクシュアル・ハラスメントなど、配偶者暴力をはじめとする男女間における暴力の被害は後を絶たない。

このほか、最近では、DVが起こっている家庭における児童虐待の痛ましい事件が発生し、児童虐待防止対策と連携した適切な対策がますます重要となってきている。

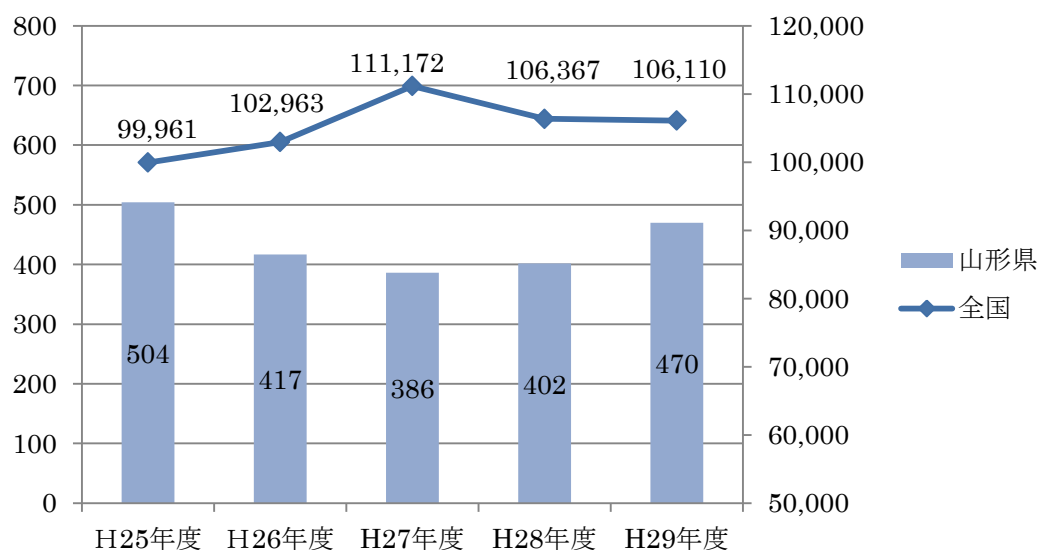
また、最近では、SNSの普及により性的画像をネット上で拡散させる犯罪行為や、デートレイプドラッグなど、主に若年層が被害者となりやすい犯罪行為が増えており、若年層向けの対策の充実も求められている。

## 【全国及び山形県のDVの現状】

(1) 内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」(平成30年3月公表)によれば、女性の31.3%は配偶者からの被害を受けたことがあり、13.8%は何度も受けている。

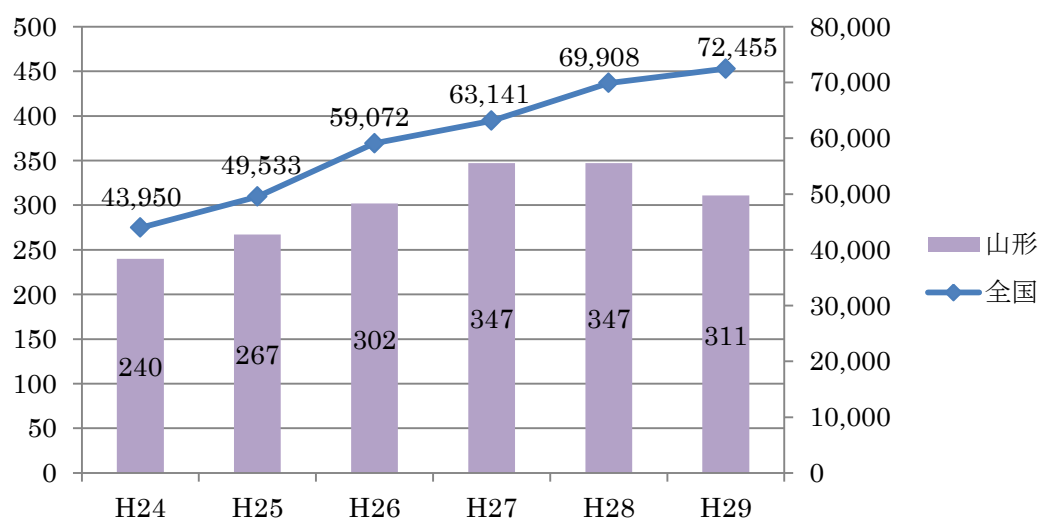
また、被害を受けたことがある家庭の21.4%が子どもへの被害もみられると回答している。

(2) 配偶者暴力相談センターにおける相談件数



資料出所:内閣府調べ

(3) 警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数



資料出所:警察庁調べ

3. 「県民と企業の『ワーク・ライフ・バランス』『男女共同参画（DV含む）』『女性活躍』に関する意識・実態調査」の調査項目

(1) 実施方法 委託により行う

(2) 調査対象 ① 県内在住の満20歳以上の男女個人 2,000人程度、 ② 県内企業 100社程度

(3) 調査方法 アンケート調査票を用いた郵送による調査、ウェブ調査（インターネットによる公開アンケート）

(4) 調査項目

① 県民意識調査の項目

H26年度調査【全33問】		H21年度調査	H31年度調査の 検討事項
1. 男女共同参画社会について	(1) 固定的な役割意識について	○	
	(2) 男女の地位について	○	
	(3) 地方自治体などの施策への女性の意見・考え方の反映度について	新規	
	(4) 役職の要請への対応について	○	
	(5) 女性の社会参加の促進について	○	
	(6) 女性が働くということに対する意識について	新規	
	(7) 女性が起業する環境について	新規	
	(8) 女性が働き続けるために必要なことについて	○	
2. 仕事と家庭の両立について	(1) ワーク・ライフ・バランスの実践について	○	
	(2) 平均1日当たりの所要時間について	○	
	(3) ワーク・ライフ・バランスの推進に必要なことについて	○	
3. 就業状況・職場環境について	(1) 働いている理由について	○	
	(2) 企業における育児・介護の支援制度について	○	
	(3) 働きながらの子育てについて	○	
	(4) 働きながらの看護・介護について	○	
	(5) 就業について	○	
	(6) 仕事を辞めた理由について	○	

H26年度調査		H21年度調査	H31年度調査の 検討事項
4. 家庭生活について	(1) 少子化の原因について	○	「介護」に関する設 問を追加
	(2) 子どもの教育について	○	
	(3) 子どもの育て方について	○	
	(4) 家事・育児の分担について	○	
	(5) 三世同居について	○	
	(6) 子育てに関する行政支援について	○	
5. 配偶者・パートナーからの暴力 について	(1) 暴力についての考え方	新規	
	(2) 配偶者・パートナーからの暴力の有無	新規	
	(3) 交際相手からの暴力の有無	新規	
	(4) 被害の相談の有無	新規	
	(5) 性犯罪・DV・セクハラ等の行為を予防、なくす方策	新規	
6. 地域活動等、社会参加について	(1) 地域活動等への参加について	○	
7. 防災・復興について	(1) 防災計画策定等への女性参加	新規	
	(2) 性別の違いに配慮すべき事項	新規	
8. 男女共同参画社会の実現に向け た取組について	(1) 男女共同参画に関する法律や用語の認知度	○	
	(2) 男女共同参画社会の実現のために重要なことについて	○	

■ H31年度調査の項目に以下の設問を追加

9. LGBT等性的マイノリティに ついて	(1) 性的少数者やLGBTという言葉の認知度
	(2) 性的マイノリティに関する考え
	(3) 性的マイノリティの人権を守るために必要なこと

② 企業実態調査の項目

H26年度調査【全18問】		H21年度調査	H31年度調査の 検討事項
1. 事業所の概要について	(1) 主な業種	※チェリアにおいて、「ワーク・ライフ・バランスの推進」に関する企業調査を実施	
	(2) 従業員数（男女別・雇用形態別）		
	(3) 従業員数（男女別・職種別）		
	(4) 管理職数（男女ごと役職区分別）		
2. 女性の活躍を推進する取組について	(1) 女性の活躍推進や仕事と家庭の両立支援に向けた取組みを通じて、得られた効果		
	(2) 女性の活躍推進を重視している理由		
	(3) 女性の管理職登用に関する考え		
3. 育児・介護との両立支援の取組 みについて	(1) 育児休業制度の導入状況・利用状況		
	(2) 昨年度中に、育児休業制度を利用した従業員数（男女別）		
	(3) 昨年度中に、出産した従業員数		
	(4) 出産・育児を理由に退職した女性職員数（過去3年）		
	(5) 育児休業制度のほかに、育児に関する支援制度があるか		
	(6) 介護休業制度の導入状況・利用状況		
	(7) 育児休業制度や介護休業制度を活用する上での課題		
	(8) 仕事と家庭の両立を支援するために取り入れている勤務制度		
	(9) 話を聞きたい女性活躍推進に取り組む県内企業		
	(10) 県主催のセミナーに関する意見・要望		
	(11) 女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に対する行政へ期待する取組み		